

高知くらしの護身術

243

クーリングオフ制度

通信回線契約は対象外

(2012年4月17日掲載原稿)

消費生活センターには商品やサービスの契約をしたが解約したいという相談がよく寄せられます。

そんな場合にクーリング・オフで解決できるものが多数あります。

クーリング・オフ制度とは「訪問販売」や「電話勧誘販売」など特定の取引について契約や申込をした後で、特別な理由がなくても所定期間内にハガキ等で販売業者に（分割払いの契約をしている場合はクレジット会社にも）通知を出すだけで無条件で契約の解除ができるというものです。

商品を使用していたり、リフォーム等の工事が終わっていても解除できます。商品の返品費用は販売会社の負担になり、払った代金は全額返金を受けることができます。

「訪問販売」や「電話勧誘販売」エステや外国語教室、学習塾等の「特定継続的役務提供取引」の場合は申込書や契約書を受け取った日から8日以内に通知ハガキを出してください。（期間内に届く必要はありません。）

「連鎖販売取引」（マルチ商法）と「業務提供誘因販売取引」（内職商法）の場合は、20日以内の通知で契約を解除できます。

通知ハガキは両面をコピーし簡易書留か特定記録郵便で出し、コピーと郵便局の受領書や契約書の控えは証拠として保管してください。

無料粗品等をもらって連れて行かれた会場で商品を契約させる、SF商法（催眠商法）は「訪問販売」としてクーリング・オフができます。

インターネット等の「通信回線契約」、「店舗購入」や「通信販売」はクーリング・オフの対象外です。また健康食品や化粧品等は開封使用したら不可等、クーリング・オフできない場合がありますので、わからないときはすぐに消費生活センターに相談してください。